

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏名 リバー株式会社

代表取締役 松岡直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 4年 7月 1日

許可の有効期限 令和 9年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）、中間処理（圧縮）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類（以上7種類）

中間処理（圧縮）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥がれき類（以上6種類）

中間処理（破碎）

①廃プラスチック類（以上1種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番11、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

平成 6年 8月 8日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

平成17年 6月20日 群馬県第45-1号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [24 t/日]
紙くず [200 t/日]
木くず [200 t/日]
繊維くず [200 t/日]
金属くず [200 t/日]
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [160 t/日]
がれき類 [160 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1
1、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 294㎡ 保管容量 458.3m³

(2) ア 中間処理施設（圧縮）の設置場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1
1、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

イ 中間処理施設（圧縮）の設置年月日

平成 6年 8月 8日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [9.6 t/日]
紙くず [80 t/日]
木くず [80 t/日]
繊維くず [80 t/日]
金属くず [80 t/日]
がれき類 [80 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

(1) と同じ

(3) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1
1、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

平成17年11月16日

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(7) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [3.3 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1
1、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 54㎡ 保管容量 162m³

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

令和 4年 7月 1日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無